

別記様式第 22 号 (第70条関係)

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	官 職 氏 名
上記の者は、警備業法第47条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。	
年 月 日	
公安委員会 印	

85.6

54.0

(裏)

警備業法 (抜粋)

(立入検査)

第38条 国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察庁の職員に登録講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査)

第47条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察職員に警備業者の営業所、基地局又は待機所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第38条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～六 略

七 第37条若しくは第46条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第38条第1項若しくは第47条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八・九 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。